# FAX送信票

	一八八尺旧木
送信日	令和2年8月7日
件 名	「原子力災害時等における広域避難」に関する質問お よび要請書について(回答)
	原発はごめんだヒロシマ市民の会
受 信	代表 木原 省治 様
	(Tel) (Fax) 082-922-4852
	広島県危機管理監危機管理課
送信	危機対策グループ
	(Tel) 082-513-2786
,	(Fax) 082-227-2122 (E-mail)
	(送信者: 田辺 )
送信枚数	3 枚(送信票含む)
	お世話になっております。
連絡事項	令和 2 (2020) 年 7 月28日付けの質問及び 要請書について、別添のとおり回答します。
	回答内容については,8月12日に改めて 説明します。
	よろしくお願いします。

令和2年8月7日

#### 広島県

原発はごめんだヒロシマ市民の会 様 原水爆禁止広島県協議会(広島県原水禁) 様 さよなら原発ヒロシマの会 様

#### 島根県

原発も火電もない社会をめざす山陰の会 様 さよなら島根原発ネットワーク 様

#### 鳥取県

えねみら・とっとり(エネルギーの未来を考える会) 様原子力防災を考える県民の会 様 岡山県

核に反対する津山市民会議 様

NO NUKES 美作 様

放射能のゴミはいらない! 県条例を求める会 様

広島県危機管理監危機管理課長 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

「原子力災害時等における広域避難」に関する質問および要請書について(回答)

令和2 (2020) 年7月28日で通知のあったこのことについて、次のとおり回答します。

## 質問事項1. ①受入れの施設やスペースの確保について

# 質問事項1. ②避難所数を増やした場合に避難所運営に必要な職員の確保について

(回答) 原子力災害時の避難計画については、島根県や関係自治体が作成したものであり、また、現在、国と2県6市等で構成する「島根地域原子力防災協議会」の作業部会において、感染症対策も含め、計画の具体化・充実化が議論されると伺っております。本県としては、国や島根県等から情報収集を行うとともに、必要に応じて、国や島根県等と連携をして対応を行うよう考えています。

## 質問事項2. ①感染症対策をした避難所の確保について

(回答) 県内各市町においては、避難所での感染症防止対策のため、できる限り多くの避難所の確保・開設や、教室などの多くの部屋の開放、避難者間のスペースの確保など避難所での3つの密を避ける取り組みを実施していると伺っています。

本県としては、避難所運営において適切な感染症対策が行われるよう、市町に対し、避難 所での対応手順や避難所のレイアウトなどをまとめた避難所運営マニュアルを作成・配布す るとともに、間仕切りや消毒液などの感染症対策に必要な資機材・物資を一括調達・配布の 支援を行っています。 また、避難所に加え、友人や親戚宅などへの「分散避難」の取組を進めるため、チラシを 作成し、市町や関係機関に配布するとともに、様々な広報媒体を通じて、県民に対して啓発 を行っているところです。

- 質問事項2. ②感染症対策をふまえた「原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運 営マニュアル」の作成と見直し及び検討について
- (回答) 本県としては、現時点において、原子力災害に特化した感染症対策を踏まえたマニュアル の作成はしておりません。

本県としては,国や島根県等から情報収集を行うとともに,必要に応じて,国や島根県等 と連携をして対応を行うよう考えています。

- 要請事項1. ①避難者受け入れ自治体に対して、「新型コロナウイルス対策」を加味した避難者受け 入れマニュアルの策定を要請・指示すること。
  - (回答) 本県としては、引き続き、国や島根県等から情報収集を行うとともに、必要に応じて、国 や島根県等と連携をして対応を行うよう考えています。
- 要請事項1. ②新マニュアルが策定されるまで、現協定を白紙撤回し、策定後改めて協定を締結する こと。
  - (回答) 本県としては、相互扶助の観点から可能な範囲で避難者の受入れに協力するものであり、 協定の白紙撤回等については考えていません。
- 要請事項1. ③上記, ①・②がなされるまで、島根原発2号機の「再稼働」、同3号機の運転開始は 認められない旨を、中国電力および関係行政機関に要請すること。
- (回答) 原子力発電所の稼働については、国や地元自治体において判断がなされるものと考えており、これについて要請を行うことは考えていません。